

# 相談事例

ID：04-05-007

## 相談タイトル

隣接地の住宅新築工事について

### Q：ご相談内容

自宅の裏が今まで畑だったが、住宅を建築することになったらしく、挨拶も無く急に工事が始まった。建築工事を行うに際しては、近隣住民に知らせる義務はないのか。朝8時から夕方5時頃まで工事をしていて騒音や振動がひどい。また、いつまで工事を行うのか工事期間についても知りたい。

### A：回答

建築工事を実施するのに伴い、建築主や建築業者が建設地周辺の方々に、工事概要のお知らせや工事の挨拶を行う事は、慣例として行われてきているもので、法的に位置付けられた義務ではありません。一般的には建築工事の着手に際し、近隣への挨拶は行われる事や、現在工事中の騒音や振動がひどいと言う事であれば、工事看板に事業者が記載されているとの事ですので、そちらに問い合わせただくことになると思います。なお、騒音等については、特定の作業についてとなりますが、騒音規制法で基準値が定められていますので、環境基準と言う事であれば、最寄りの行政の機関に問い合わせる事が出来ます。